

総務課長
 法制政課長
 行市町村議会議長
 各会派代表者
 議事事務局庶務課長 殿

70th Anniversary
 一般社団法人 日本経営協会
 常務理事・中部本部長 大久保 若穂

<名古屋地区> NOMA 行政管理講座のご案内 [2019年7月24日(水)~25日(木)開催]

条例起案・改廃をめぐる立法実務

—最高裁判例を踏まえて、より政策な条例制定に向けて—

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。本会事業活動には、平素より格別なご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

地方分権改革の流れの中で機関委任事務が廃止され、自治事務、法定受託事務ともに法律の範囲内で条例を制定することができるようになりました。また一方では、環境問題・高齢者対策・地域づくり等の問題はますます重要性を増しており、各自治体では様々な政策課題に主体的に対応するため独自の条例制定の動きが活発化しております。こうした中で、各自治体では条例立案に向けた職員の能力の向上が不可欠のものとなっています。

そこで今回、条例の起案・改廃に必要な基礎知識と立法実務について、グループワークも交え、具体的に解説する標記講座を開催いたします。

時節柄ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係者の方々多数のご参加をお勧め申し上げます。

敬具

記

日 時:2019年7月24日(水)13:00~17:00
 25日(木)10:00~16:00

会 場:NHK 名古屋放送センタービル内教室 (名古屋市東区東桜 1-13-3)

講 師:名古屋学院大学 法学部 教授
 (元)四日市市 会計管理者 松村 享 氏

参加料(負担金 1名につき)

	負担金	消費税等	合計
NOMA会員	29,000 円	2,320 円	31,320 円
一 般	32,000 円	2,560 円	34,560 円



【JR・名鉄・近鉄の名古屋駅より】
 地下鉄東山線(4分)栄駅より徒歩5分
 地下鉄桜通線(5分)久屋大通駅より徒歩8分
 【中部国際空港より】
 名鉄(25分)金山駅(乗換)地下鉄名城線(7分)栄駅より徒歩5分
 ※地下鉄駅からは、地下街、オアシス21経由でNHKビルに直通

申込方法:裏面の申込書に必要事項をご記入の上、FAX等で下記へお申し込みください。

折り返し、「参加券」と「振込口座名を記載した請求書」を、ご派遣責任者宛にお送りします。

- ・電話予約も受け付けております。その他ご不明な点は下記までお問い合わせください。
- ・負担金は原則開催日の3営業日前までに銀行振込にてお納めください。経理処理等の都合で遅れる場合は事前にご連絡ください。
- ・ご参加申込の方のご都合が悪くなられた場合は、代理の方にご出席いただきますようお願いいたします。
- ・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきます。必要な場合はご連絡ください。

キャンセル:お申し込み後、キャンセルされる場合は必ず事前(3営業日前まで)にご連絡下さい。

開催日の3営業日前~前日までのキャンセルは受講料の30%、開催日当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

ご宿泊(ご参考):本会では宿泊手配(予約)はいたしませんので、直接ホテルへお申込みくださいますようお願いいたします。

※ご予約の際に、日本経営協会からの紹介であることをお申し出いただきますと、宿泊料金の割引がございます
 ※ホテルの宿泊料・割引等は事前にフロントにお確かめください(時期によって変動がございます)

ホテル名	シングル客室料金(ご参考)	交通	ホテル電話
東京第一ホテル錦	11,000 円~13,000 円(15~20%割引有)	地下鉄栄駅より徒歩3分	052-955-1001
ベストウェスタンホテル名古屋	7,000 円~	地下鉄栄駅より徒歩4分	052-263-3411

その他:参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

お問合せ:一般社団法人日本経営協会 中部本部 企画研修グループ(担当:竹本・里見)

お申込先 〒461-0005 名古屋市東区東桜 1-13-3 NHK 名古屋放送センタービル 10F
 TEL (052)957-4172 FAX (052)952-7418 ホームページ http://noma-chubu.jp/

※お問合せは、平日の9:15~17:15にお願いいたします。

◆講義項目◆

<p>1. 条例と法体系 (1)法令、例規の種類と効力関係 (2)都道府県条例と市町村条例</p> <p>2. 条例制定権の限界と政策法務 (1)政策法務 (2)憲法と条例制定権 (3)法令と条例制定権 (4)条例と規則</p> <p>3. 条例・規則の基本形式 (1)総則的規定 (2)実体的規定 (3)雑則的規定 (4)罰則規定 (5)附則</p> <p>4. 条例の実効性確保 (1)規則的手法 (2)誘導的手法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※憲法及び地方自治法が収録されている六法をお持ちください。 ※講師著書 「憲法の視点から見る 条例立案の教科書」[第一法規] を進呈し、メインテキストとして使用します。</p> </div>	<p>5. 条例の立案過程 (1)政策課題の確定 (2)目的設定 (3)規制手段等の確定</p> <p>6. 条例の制定改廃の手続き (1)条例の制定手続 (2)改正方式(改め文方式と新旧対照表方式) (3)公布、施行</p> <p>7. 条例立案における用語 (1)用字、用語 (2)明確性、簡潔性、平易性</p> <p>8. 法令の解釈 (1)法令解釈の基本原則 (2)法令解釈の種類</p> <p>9. グループワーク 各自治体の立法実務について情報交換を行う。</p> <p style="text-align: right;">※本講座の「出張講座」も承っております。お気軽にお問合せください。</p>
---	---

<講師紹介> 名古屋学院大学 法学部 教授 (元)四日市市会計管理者 松村 享 氏

1984年同志社大学法学部法律学科卒業後、三重県四日市市入庁。総務部行政法務係長、総務部次長兼総務課長、総務部理事、会計管理者を経て、2018年4月から現職。

同志社大学法科大学院講師、日本公法学会会員、日本地方自治学会会員。
 著書に『地方公務員のための法律入門』（ナカニシヤ出版）、『憲法の視点から見る条例立案の教科書』（第一法規）、『自治体職員のための契約事務ハンドブック』（第一法規）、『自治体職員のための図解でわかる外部委託・民営化事務ハンドブック』（第一法規）、『基礎から学ぶ 入門 地方自治法』（ぎょうせい）など。

日本経営協会・中部本部（竹本）行（この面をそのままFAXしてください） **FAX(052)952-7418**
日本経営協会会員 一般（該当する方にレ印を付けてください） 2019/7.24-25

60012775 「条例起案・改廃をめぐる立法実務」講座・参加申込書 年 月 日

ふりがな 団体名		Tel () -	Fax () -	ご派遣責任者(ご連絡担当) 所属・役職名
所在地	〒			氏名
No.	フリガナ 参加者氏名	所属・役職	担当経験 年数	メールアドレス
				印
<通信欄>				<ご記入（レ印）のお願い> この講座の開催情報を得た時期は、 講座開催日の
				<input type="checkbox"/> 半年以上前 <input type="checkbox"/> 3ヶ月～半年前 <input type="checkbox"/> 2ヶ月前 <input type="checkbox"/> 1ヶ月前 <input type="checkbox"/> 2週間前 <input type="checkbox"/> 1週間前～直前

※ご請求書の宛名についてお知らせください【 団体名と同じ・ 異なる(宛名) 】

※参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナーなど本会事業のご案内 なお②がご不要の場合は、右□にチェックしてください。

※太枠内にご記入ください。3名様以上でお申込の場合は、複写してご利用ください。